



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *6 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 2
*7 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課) 2

○ 告示

- 239 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 2
240 救急診療所の認定 (医務課) 2
241 和歌山海区漁業調整委員会の事務所の所在地 (資源管理課) 3
242 土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課) 3
243 道路の供用開始 (道路保全課) 5
244 道路の区域変更 (") 5
245 道路の供用開始 (") 6
246 道路の区域変更 (") 6
247 道路の供用開始 (") 7
248 道路の区域変更 (") 7
249 道路の供用開始 (") 7

○ 人事委員会告示

- 2 平成25年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 8

○ 選挙管理委員会告示

- 9 政治団体の設立の届出 12
10 資金管理団体の届出 13
11 政治団体の届出事項の異動の届出 13
12 資金管理団体の届出事項の異動の届出 15
13 資金管理団体の指定の取消しの届出 15
14 政治団体の解散の届出 15
15 政治団体の収支報告書の要旨 16
16 平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第99号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 16
17 平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第82号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 17
18 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 18
19 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 19
20 政治団体の収支報告書の要旨 19
21 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 19

○ 海区漁業調整委員会告示

- *1 和歌山海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正 26

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。
第6条の見出しを「（証明書）」に改める。

別表第1建築物の部1の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第2の第1の表4の項及び別表第2の第2の表1の項中「かご」を「籠」に改める。

別記第1号様式中「身分証明書」を「証明書」に、「抜すい」を「抜粋」に改める。

別記第3号様式中「車いす使用者用駐車区画」を「車椅子使用者用駐車区画」に、「かご」を「籠」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第7号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨床看護」を「看護」に改める。

第18条第1項第5号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ヒカタ薬局	海南市日方1521-6	医療機関の所在地	海南市日方1271-13	海南市日方1521-6	平成25.2.14

和歌山県告示第240号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年3月5日

- 1 名称 医療法人俊知会 北山産婦人科クリニック
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖662番地の1
- 3 有効期限 平成28年3月1日

和歌山県告示第241号

漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第2条第1項の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のとおり定める。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁内

和歌山県告示第242号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 紀の川市
- 2 事業の種類 紀の川市河南学校給食センター(仮称)整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 和歌山県紀の川市桃山町元字涌田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市桃山町元字涌田地内の面積4,172㎡の区域(以下「本件区域」という。)を起業地とする「紀の川市河南学校給食センター(仮称)整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に掲げる共同調理場に関する事業であり、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、学校給食法第6条に掲げる共同調理場に関する事業であり、紀の川市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条及び第49条により義務教育諸学校の設置者であることなどから、起業者である紀の川市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、脂肪の過剰摂取など偏った栄養摂取や朝食の欠食など食習慣の乱れ、また肥満傾向の増加などが見られ、増加傾向にある生活習慣病と食生活の関係も指摘されているなど、「食」に起因する健康問題が国民的課題となっている。

このような環境におかれている心身の成長期である児童生徒が、日常生活の食習慣について正しい理解と判断力を身につけ、適切に栄養を摂取し、生涯を通じて健康に過ごすために、「食」に関

する指導が重要となっており、健康教育の一環として、見る、食べるといった行為を通じて楽しみながら児童生徒の興味・関心を引き出すことができ、高い教育効果が得られる学校給食を活用する取り組みが全国で進められている。

紀の川市では、昭和29年4月に旧和歌山県那賀郡貴志川町の西貴志小学校で学校給食が開始され、平成17年11月に旧打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の5町が合併し紀の川市となった現在は、市内の小学校16校、中学校6校において給食を実施しており、完全給食実施率は、100%となっている。

現在、紀の川市における学校給食の提供方式は、合併以前から旧町ごとに実施されていた方式を継続しており、旧打田町、桃山町及び貴志川町は各学校敷地内に給食調理施設を持つ自校方式を、旧粉河町及び那賀町は各旧町内にある給食センターで調理し、各学校に配送車で配食するセンター方式を採用している。また、合併以前に給食提供施設が無いことから給食が未実施となっていた旧貴志川町の貴志川中学校については、平成19年11月から民間施設により調理された給食を配食する民間委託方式を採用している。

しかしながら、自校方式による給食施設は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設された施設であるため、汚染作業区域・非汚染作業区域を部屋単位で区分した構造となっていないなど、給食調理に関する衛生基準を定めた学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）による衛生基準を満たしておらず、また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数を超過するなど老朽化が進み、施設の改修が必要となってきた。さらに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定められている構造強度に関する基準のうち地震動に対する構造強度（以下「耐震基準」という。）を満たしておらず、今後30年以内に南海地震が60%程度、東南海地震が70～80%程度の確率で発生することが予想されていることなどから、大地震により施設が損傷・倒壊し、給食の安定的な供給が損なわれることとなる。

本件事業の完成により、衛生基準及び耐震基準を満足した給食施設が整備されることから、安全な給食が安定して提供されることとなり、学校給食を活用した「食」に関する指導の推進に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が周辺環境に与える影響について検討した結果、施設からの廃水は、施設内の地下廃水処理槽にて紀の川市公共下水道条例（平成20年条例第30号）に定める水質基準に適合するよう処理した後、紀の川市公共下水道施設へ放流し、また、残菜等の処理は、悪臭が周囲に漏れないよう厨芥処理設備により適切に処理することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区域内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、児童生徒の食生活の改善及び「食」に関する知識習得等の食育の推進を主な目的として老朽化した自校方式の給食施設に代わり、センター方式の給食施設を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、学校給食衛生管理基準及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、給食施設の改修計画に先立ち、給食の提供方式について自校方式の維持と、センター方式

又は民間委託方式への変更について検討が行われているが、センター方式は施設整備費用が自校方式よりも廉価であり、民間委託方式よりも食育効果が高いことから、センター方式による本件事業は合理的であると認められる。

また、本件事業の起業地については、各学校への給食の配送等を考慮し、一般国道424号沿道の本件区域において整備する案（以下「申請案」という。）のほか、紀の川市桃山町竹房字大一平地内に整備する案及び紀の川市桃山町元字中田地内に整備する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は事業費が3案中最も廉価であり、施工性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、紀の川市における自校方式の学校給食施設は、衛生基準を満たしておらず、老朽化が進んでいるうえ耐震基準を満たしていないことから、できるだけ早期に、本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

紀の川市役所

和歌山県告示第243号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岡字奈目良39番10地先から同町岡字奈目良109番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月5日

和歌山県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字東垣内301番6地先から同町大字花坂字坊原274番地先まで	旧	7.02 } 28.25	420.00	
同上	新	9.74 } 54.00	420.00	

和歌山県告示第245号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字東垣内301番6地先から同町大字花坂字坊原274番地先まで

供用開始の期日 平成25年3月5日

和歌山県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字別所谷3197番2地先から同市粉河字別所谷3205番1地先まで	旧	4.75 } 7.94	105.00	

同上	新	4.75 } 7.94	105.00	
同上	新	5.70 } 11.47	121.40	

和歌山県告示第247号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原粉河線

供用開始の区間 紀の川市粉河字別所谷3197番2地先から同市粉河字別所谷3205番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月5日

和歌山県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村柳瀬字笹ノ川1695番29地内	旧	5.00 } 27.00	1120.30	
同上	旧	9.20 } 110.00	660.00	虎又1号橋 L=71.00 虎又2号橋 L=20.00
同上	新	9.20 } 110.00	660.00	虎又1号橋 L=71.00 虎又2号橋 L=20.00

和歌山県告示第249号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市龍神村柳瀬字笹ノ川1695番29地内

供用開始の期日 平成25年3月5日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

平成25年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成25年3月5日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成25年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	24人程度	個人生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持 原則として、平成26年4月以降であるが、既卒者については、平成25年9月に採用される場合がある。
	武道(柔道)	2人程度	
	武道(剣道)	2人程度	
警察官A女性	一般	10人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学 歴 ・ 資 格 等	年齢及び性別	
警察官A男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和56年4月2日以降に生まれた男性	
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成26年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）		
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成26年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）		
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。	昭和56年4月2日以降に生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成26年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成25年5月12日 (日) 午前9時	和歌山市 田辺市	平成25年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成25年6月中旬	和歌山市	平成25年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成25年7月中旬	和歌山市	平成25年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道 (柔道) 及び男性武道 (剣道) の受験者のみ実施する。

※ 男性武道 (柔道) の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道 (剣道) の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配 点	内 容
面 接 試 験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 試 験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論 文 試 験 (1時間30分)	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)
適 性 検 査		職務遂行上必要な適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成24年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配 点	内 容
面接試験	1, 200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	合 格 基 準

	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸囲	おおむね78cm以上	—
体重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、胸囲、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課
 和歌山県警察本部交通センター
 県内各警察署
 和歌山県人事委員会事務局
 和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 和歌山県東京事務所
 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年3月25日（月）から受付を開始し、平成25年4月12日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年3月18日（月）午前10時から平成25年3月29日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行するので、指示に従いダウンロードし、書面に出力すること。

写真票様式をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成26年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成26年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成25年9月に採用される場合がある。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、おおむね197,200円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次	

		試験を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林潤	神保昭正	和歌山市湊御殿2-1-19-208	衆議院議員	○	平成 24. 11. 26
日本維新の会衆議院和歌山県第二区支部	阪口直人	堀場明子	海南市名高531番地1階	衆議院議員	○	平成 24. 11. 27
日本維新の会衆議院和歌山県第3区支部	山下大輔	野志幸司	田辺市新屋敷町79-18	衆議院議員	○	平成 24. 11. 30

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
にしの豊後援会	杉原勲	西野和樹	岩出市金池76-1104	平成 24. 10. 11
うめだ哲也後援会	岡元清彦	藤平正視	岩出市東坂本487番地	平成 24. 10. 16
きただ健治後援会	田上雅人	白木克忠	田辺市秋津町252番地の7	平成 24. 11. 7
和歌山県介護支援専門員連盟	初山昌平	川瀬恭子	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	平成 24. 11. 12

みなみはたよしあき後援会	南畑義明	南畑義明	東牟婁郡串本町檜野1035-6	平成 24.11.21
いちはし宗行後援会	高地祥隆	小芝鉄也	田辺市下三栖173-3	平成 24.11.28
和歌山県介護福祉連盟	成尾洋之	中井均	和歌山市米屋町3番地 ぶらくり丁ブリスビル1F	平成 24.11.29
りくひら輝昭後援会	武村努	陸平輝昭	田辺市下川下1404	平成 24.12.20
鶴保庸介後援会連合会	角谷英樹	淡路修身	和歌山市広道20 第3田中ビル2F	平成 24.12.21

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
ちかひろ後援会	坂口親宏	上田悦子	橋本市橋谷19	衆議院議員	平成 24.11.27

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
ちかひろ後援会	坂口親宏	上田悦子	橋本市橋谷19	坂口親宏	衆議院議員	平成 24.11.27

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
坂口親宏	衆議院議員	ちかひろ後援会	橋本市橋谷19	坂口親宏	平成 24.11.27

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
吉本かんよう後援会	主たる事務所の所在地	岩出市山20番地の1	岩出市山194番地の14	平成 24.11.8	政治団体	
	代表者	高瀬日出海	辻内曙			

	会計責任者	平井秀和	家原護			
MELON和歌山社会 活動委員会	代表者	湯川正文	藤本肇	平成 24. 11. 16	政治団体	
	会計責任者	石垣隆士	湯川正文			
なおと会	主たる事務所の所在地	海南市名高531番地1 1階	紀の川市西井阪174-7	平成 24. 11. 26	政治団体	
にさか吉伸日高郡 後援会	主たる事務所の所在地	日高郡由良町衣奈171 番地	日高郡美浜町和田1640 番地の7	平成 24. 11. 27	政治団体	
	代表者	畑中雅央	入江勉			
	会計責任者	小谷芳正	玄素彰人			
なかしば正幸後援 会	会計責任者	高雄弘光	畑村佳圓	平成 24. 11. 27	政治団体	
福山はるみ後援会	政治団体の名称	福山はるみ後援会	福山晴美後援会	平成 24. 11. 29	政治団体	
	主たる事務所の所在地	岩出市中迫235-1	岩出市吉田27-8			
	代表者	打越進	前績			
井神よしひさ後援 会	代表者	稲田武彦	田中英博	平成 24. 12. 3	政治団体	
にしの豊後援会	主たる事務所の所在地	岩出市山田1-1 川上 テナント東端号室	岩出市金池76-1104	平成 24. 12. 5	政治団体	
民主党和歌山県総 支部連合会	代表者	浦口高典	阪口直人	平成 24. 12. 6	政党	
上野耕志後援会	主たる事務所の所在地	岩出市西安上46-1	岩出市紀泉台1-57	平成 24. 12. 12	政治団体	
	代表者	栗山紳一郎	沼保男			
青山会	会計責任者	上野由美	川崎久恵	平成 24. 12. 13	政治団体	
日本維新の会衆議 院和歌山県第1選 挙区支部	主たる事務所の所在地	和歌山市谷町32-508	和歌山市湊御殿2-1-19 -208	平成 24. 12. 18	政党	
片桐章浩後援会	代表者	堂脇三裕	亀俊行	平成 24. 12. 26	政治団体	
	会計責任者	松嶋清	合川和宏			
	主たる事務所の所在地	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	橋本市橋谷19	平成		

ちかひろ後援会	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第19条の7第1項第1 号かつ第2号に係る国 会議員関係政治団体	24. 12. 28	政治団体	
---------	-----------------------	-----------------------	---	------------	------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
阪口直人	衆議院議員	なおと会	主たる事務所の所在地	海南市名高531番地1 1階	紀の川市西井阪174-7	平成 24. 11. 26

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
町田亘	和歌山県議会議員	町田亘後援会	西牟婁郡上富田町朝来582	町田亘	平成 24. 11. 22
坂口親宏	衆議院議員	ちかひろ後援会	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	坂口親宏	平成 24. 12. 28

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
町田亘後援会	町田亘	平成 24. 11. 22	平成 24. 11. 22
田村耕一後援会	宮本尚夫	平成 24. 11. 24	平成 24. 11. 27
田中うえる後援会	田代匠	平成 24. 12. 10	平成 24. 12. 14
みんなの力で新しい和歌山をつくる会	藤井幹雄	平成 24. 12. 20	平成 24. 12. 25

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

(単位：円)

みんなの力で新しい和歌山をつくる会

報告年月日 24. 12. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

町田亘後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 町田 亘

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員

報告年月日 24. 11. 22

1 収入総額	22,668
前年繰越額	22,668
2 支出総額	22,668
3 支出の内訳	
政治活動費	22,668
組織活動費	22,668

田村耕一後援会

報告年月日 24. 11. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中うえる後援会

報告年月日 24. 12. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みんなの力で新しい和歌山をつくる会

報告年月日 24. 12. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第99号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成19年分）の要旨（その他の政治団体）の表日本司法書士政治連盟和

3,003,700
1,848,193
1,155,507

3,693,300
2,537,793
1,155,507

歌山会の欄中

を

に訂正する。

1,441,102	1,441,102
971,000 (166人)	971,000 (166人)
13,060	13,060
13,060	13,060
13,060	13,060
171,447	171,447
180,507	180,507
80,000	80,000
7,028	7,028
93,479	93,479
1,260,595	1,260,595
773,595	773,595
487,000	487,000
*	*

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第82号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

別冊の政治団体の収支報告書（平成20年分）の要旨（その他の政治団体）の表日本司法書士政治連盟和

2,599,659	3,289,259
1,562,598	2,252,198
1,037,061	1,037,061
1,502,733	1,502,733
820,500	820,500

歌山会の欄中	(139人)	を	(139人)	に訂正する。
	216,561		216,561	
	152,654 80,000		152,654 80,000	
	4,374 68,280		4,374 68,280	
1,350,079 872,079	1,350,079 872,079			
478,000	478,000			
*	*			

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表日

本司法書士政治連盟和歌山会の項中	「1 収入総額	2,110,286	「1 収
	前年繰越額	1,096,926	を
	本年收入額	1,013,360	」
入総額	2,799,886		
前年繰越額	1,786,526	に訂正する。	
本年收入額	1,013,360	」	

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表日

	「1 収入総額	<u>1,791,349</u>	「1 収
本司法書士政治連盟和歌山会の項中	前年繰越額	930,279	を
	本年収入額	861,070	」

入総額	<u>2,480,949</u>	
前年繰越額	1,619,879	に訂正する。
本年収入額	861,070	」

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成23年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

(単位：円)

祐和会

報告年月日 24. 11. 22

1	収入総額	<u>2,980,391</u>	
	前年繰越額	90,189	
	本年収入額	2,890,202	
2	支出総額	<u>2,980,391</u>	
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費	(18人)	488,000
	寄附	2,402,202	
	個人からの寄附	2,402,202	
4	支出の内訳		
	経常経費	2,393,852	
	人件費	250,000	
	光熱水費	172,332	
	備品・消耗品費	116,374	
	事務所費	1,855,146	
	政治活動費	586,539	
	組織活動費	29,060	
	機関紙誌の発行その他の事業費	557,479	
	宣伝事業費	557,479	
5	寄附の内訳		
	(個人からの寄附)		
	古川 祐典	1,201,101	和歌山市
	古川 マキコ	1,201,101	和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,780,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 11月 1日から 12月28日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	藤谷 茂樹				

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)</p> <p>自由民主党 政党 5,000,000 円</p> <p>自由民主党和歌山県第一選挙区支部 政党支部 4,000,000 円</p> <p>その他の寄附 件 0 円</p> <p>その他の収入 0 円</p> <p>今回計 9,000,000 円</p> <p>前回計 0 円</p> <p>総 計 9,000,000 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 2,096,000 円</p> <p>家屋費 1,140,861 円</p> <p>選挙事務所費 779,811 円</p> <p>集会会場費 361,050 円</p> <p>通信費 350 円</p> <p>交通費 0 円</p> <p>印刷費 3,104,955 円</p> <p>広告費 1,803,740 円</p> <p>文具費 133,827 円</p> <p>食糧費 277,770 円</p> <p>宿泊費 0 円</p> <p>雑 費 1,453,372 円</p> <p>今回計 10,010,875 円</p> <p>前回計 0 円</p> <p>総 計 10,010,875 円</p>
--	---

支 出	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	462,000 円
ポスターの作成	859,950 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	115,863 円
計	2,062,669 円

報告書受理年月日	平成24年12月28日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間 11月15日から 12月28日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	菅原 博之				

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)</p> <p>民主党 政党 5,000,000 円</p> <p>久保 晋典 会社役員 1,000,000 円</p> <p>志太 勤 会社役員 200,000 円</p> <p>中多 広志 会社役員 100,000 円</p> <p>山田 淳一郎 会社役員 200,000 円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 708,000 円</p> <p>家屋費 84,550 円</p> <p>選挙事務所費 0 円</p> <p>集会会場費 84,550 円</p> <p>通信費 406,750 円</p> <p>交通費 0 円</p> <p>印刷費 0 円</p> <p>広告費 414,160 円</p>
--	--

その他の寄附	件	0 円	文具費	160,357 円
その他の収入		0 円	食糧費	293,285 円
今回計		6,500,000 円	休泊費	0 円
前回計		0 円	雑費	307,189 円
総計		6,500,000 円	今回計	2,374,291 円
			前回計	0 円
			総計	2,374,291 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成24年12月28日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	國重 秀明	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間 11月20日から 12月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	矢野 安文				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	149,350 円
日本共産党北部地区委員会	政党支部	500,000 円	選挙事務所費	133,000 円
			集会会場費	16,350 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	0 円
			広告費	0 円
			文具費	12,918 円
			食糧費	75,720 円
その他の寄附	件	0 円	休泊費	24,000 円
その他の収入		0 円	雑費	10,500 円
今回計		500,000 円	今回計	272,488 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		500,000 円	総計	272,488 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成24年12月28日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	林 潤	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間 12月 1日から 12月17日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	神保 昭正				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	330,000 円
林 佳恵		2,698,580 円	家屋費	0 円
太陽の党大阪府第十七選挙区支部	政治団体	300,000 円	選挙事務所費	0 円
			集会会場費	0 円
			通信費	1,000,000 円
			交通費	124,962 円
			印刷費	2,400,481 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	168,508 円
			宿泊費	76,660 円
その他の寄附	件	0 円	雑 費	1,298,450 円
その他の収入		0 円	今回計	5,399,061 円
今回計		2,998,580 円	前回計	0 円
前回計		0 円	総 計	5,399,061 円
総 計		2,998,580 円		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	1,119,820 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,400,481 円

報告書受理年月日	平成25年1月4日	第 1 回報告分
----------	-----------	----------

- 選挙の種類 平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 22,559,200 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 12月 4日から 12月27日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	新田 耕司				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	3,134,900 円
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	政党支部	12,000,000 円	家屋費	1,738,301 円
熊本 晋三	無職	120,000 円	選挙事務所費	1,583,801 円
高倉 俊造	会社員	120,000 円	集会会場費	154,500 円
松野 和彦	会社員	120,000 円	通信費	51,249 円
時松 洋善	会社員	120,000 円	交通費	221,724 円
藤井 利治	会社員	120,000 円	印刷費	1,650,500 円
渡部 創	会社員	120,000 円	広告費	2,288,585 円
			文具費	4,364 円
			食糧費	140,903 円
その他の寄附	件	円	宿泊費	239,850 円
その他の収入		0 円	雑 費	440,961 円
今回計		12,720,000 円	今回計	9,911,337 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総 計		12,720,000 円	総 計	9,911,337 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	227,500 円
	ビラの作成	406,000 円
	ポスターの作成	912,000 円

支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	106,776 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,652,276 円

報告書受理年月日	平成24年12月29日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	坂口 親宏	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間 11月23日から 12月22日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	上田 悦子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	861,100 円	
民主党	政党	5,000,000 円	家屋費	199,010 円	
			選挙事務所費	156,422 円	
			集会場費	42,588 円	
			通信費	0 円	
			交通費	0 円	
			印刷費	1,096,725 円	
			広告費	1,170,451 円	
			文具費	59,678 円	
			食糧費	162,558 円	
その他の寄附	2件	20,000 円	宿泊費	14,300 円	
その他の収入		0 円	雑 費	82,789 円	
今回計		5,020,000 円	今回計	3,646,611 円	
前回計		0 円	前回計	0 円	
総 計		5,020,000 円	総 計	3,646,611 円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	165,375 円
	ビラの作成	330,750 円
	ポスターの作成	600,600 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	81,900 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	46,200 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	147,000 円
	計	1,371,825 円

報告書受理年月日	平成24年12月28日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	坂口 直人	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間 11月19日から 12月19日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	堀場 明子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	603,200 円	
坂口 直人	団体役員	2,940,671 円	家屋費	270,640 円	
坂口 宗平	会社役員	80,000 円	選挙事務所費	270,640 円	
日置 輝	会社役員	30,000 円	集会場費	0 円	
内藤 正光	会社役員	50,000 円	通信費	2,530 円	
三角 晋平	無職	200,000 円	交通費	223,019 円	
津田 稔	無職	50,000 円	印刷費	1,727,325 円	
			広告費	1,324,148 円	
			文具費	47,222 円	
			食糧費	88,141 円	
その他の寄附	14件	99,000 円	宿泊費	252,200 円	

その他の収入	0 円	雑 費	444,165 円
今回計	3,449,671 円	今回計	4,982,590 円
前回計	0 円	前回計	0 円
総 計	3,449,671 円	総 計	4,982,590 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	81,400 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	700,400 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	76,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	119,300 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,439,100 円

報告書受理年月日	平成24年12月21日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	吉田 雅哉	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間 11月17日から 12月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	松田 健司				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	260,000 円
日本共産党紀北地区委員会	政党支部	1,000,000 円	家屋費	181,000 円
			選挙事務所費	181,000 円
			集会会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	0 円
			広告費	46,200 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
その他の寄附	件	0 円	宿泊費	7,800 円
その他の収入		0 円	雑 費	0 円
今回計		1,000,000 円	今回計	495,000 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総 計		1,000,000 円	総 計	495,000 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成24年12月29日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

- 選挙の種類 平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,562,700 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 11月26日から 12月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	中川 藤吉				

収入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
二階 俊博	団体役員	4,000,000 円
近畿税理士政治連盟	政治団体	200,000 円
和歌山県医師連盟	政治団体	1,000,000 円
三木 俊弘	農業	300,000 円
その他の寄附	1 件	20,000 円
その他の収入		0 円
今回計		5,520,000 円
前回計		0 円
総 計		5,520,000 円

支出	
人件費	990,000 円
家屋費	277,581 円
選挙事務所費	22,000 円
集会会場費	255,581 円
通信費	29,220 円
交通費	198,431 円
印刷費	1,655,182 円
広告費	703,129 円
文具費	1,760 円
食糧費	123,589 円
宿泊費	680,485 円
雑 費	1,006,195 円
今回計	5,665,572 円
前回計	0 円
総 計	5,665,572 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	441,000 円
	ポスターの作成	812,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	73,500 円
	計	1,791,192 円

報告書受理年月日	平成24年12月28日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	原 矢寸久	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間 12月 4日から 12月15日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	山中 邦夫				

収入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党和歌山県南地区委員会	政党支部	700,000 円
その他の寄附	件	0 円
その他の収入		0 円
今回計		700,000 円
前回計		0 円
総 計		700,000 円

支出	
人件費	325,000 円
家屋費	155,750 円
選挙事務所費	150,000 円
集会会場費	5,750 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	1,148,700 円
広告費	172,200 円
文具費	0 円
食糧費	53,450 円
宿泊費	122,755 円
雑 費	0 円
今回計	1,977,855 円
前回計	0 円
総 計	1,977,855 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	227,850 円
	ビラの作成	384,300 円
	ポスターの作成	536,550 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	72,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	60,200 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	40,000 円
	計	1,320,900 円

報告書受理年月日	平成24年12月27日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	山下 大輔	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会	期間	11月22日から 12月27日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	野志 幸司					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,380,000 円	
山下 大輔	無職	5,000,000 円	家屋費	283,630 円	
小池 康生	会社役員	100,000 円	選挙事務所費	283,630 円	
市川 正夫	会社役員	100,000 円	集会会場費	0 円	
栗原 登	会社役員	30,000 円	通信費	13,770 円	
			交通費	6,750 円	
			印刷費	1,537,200 円	
			広告費	341,591 円	
			文具費	80,684 円	
			食糧費	0 円	
その他の寄附	1 件	10,000 円	休泊費	100,800 円	
その他の収入		0 円	雑 費	79,420 円	
今回計		5,240,000 円	今回計	3,823,845 円	
前回計		0 円	前回計	0 円	
総 計		5,240,000 円	総 計	3,823,845 円	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
	ビラの作成	462,700 円
	ポスターの作成	812,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,537,200 円

報告書受理年月日	平成24年12月30日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山海区漁業調整委員会事務局規程（昭和39年和漁調告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月5日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

第3条中「和歌山市小松原通」の次に「一丁目1番地」を加え、「おき、事務局支所を西牟婁郡串本町和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場内に」を削る。

第4条を次のように改める。

(職員)

第4条 事務局に、次の職員をおく。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

2 事務局に、必要があるときは、次の職員をおくことができる。

- (1) 主任
- (2) 主査

(3) 雇

第5条第2項を削り、同条第3項中「主任、主査、書記及びその他の職員」を「書記その他職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。